

第7章 計画の推進・進捗管理

7-1 計画の周知

広く市民に本計画を理解してもらうことが必要であることから、市の広報紙や市社会福祉協議会の機関紙、ホームページなどのほか、福祉関係者や民生委員・児童委員などが集まる会議や勉強会、地区住民が集まる機会に地域福祉や地域福祉計画の周知を図ります。

7-2 計画の推進体制

(1) 刈谷市地域福祉計画懇話会

計画の着実な推進と実効性を確保するため、刈谷市地域福祉計画懇話会を開催し、市と市社会福祉協議会が取り組んだ進捗状況の報告を行います。また、必要に応じて、施策の具体的な推進方法、新たな課題の検討などを行います。

(2) 刈谷市地域福祉計画推進部会

この計画は、障害のある人、高齢者、子ども・子育て、生活困窮者に関する支援など広範囲にわたること、複雑化・複合化する福祉ニーズの変化に対応していくことが求められていることから、市の関連部署及び市社会福祉協議会で構成する刈谷市地域福祉計画推進部会において、分野間における施策・事業の調整を図りつつ、計画の進捗状況の把握・評価と事業の計画的な推進を図ります。

7-3 計画の進捗管理

本計画に記載された施策については、市と市社会福祉協議会において施策の取組状況を把握し、計画の進捗状況を取りまとめます。その結果を踏まえて、刈谷市地域福祉計画推進部会及び刈谷市地域福祉計画懇話会において施策の評価を行うとともに、評価結果を次年度以降の事業に反映させていきます。また、令和10年度には、「地域福祉に関する市民意識調査」を実施し、計画の効果を評価します。

図7-1 PDCAサイクルによる進捗管理

